

Title	新聞の枠組設定機能に関する一考察：戦後転換期と朝日新聞社説
Sub Title	Frame-imposing function of the Japanese newspaper : a case study of the Asahi-Shimbun in 1945
Author	鶴木, 眞(Tsuruki, Makoto)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1988
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.61, No.1 (1988. 1) ,p.97- 114
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	生田正輝教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19880128-0097">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19880128-0097</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 新聞の枠組設定機能に関する一考察

—戦後転換期と朝日新聞社説—

鶴 木 眞

### (一) 問題の所在

太平洋戦争終了後、GHQの指導の下で日本の新聞は、「軍国主義の徹底的絶滅、封建的國家性の超克による民主主義的革新」(朝日、社説20・11・7)を主張した。その後、昭和三五年には七社宣言にみられる反政府運動と反体制運動の峻別、および後者への非容認を明確化した。また昭和六一年には、敗戦による昭和史の断絶を否定する天皇在位六〇年への礼讃を表明するにいたった。

新聞論調のこの変換を現実の新聞記事を引用して振りかえってみよう。

在京七社の新聞は昭和三五年の日米安全保障条約の改訂に関する社会的混乱の中で、いわゆる七社宣言「暴力を排し、議会主義を守れ」を<sup>(1)</sup>発した。すなわち、

「六月十五日夜の国会内外における流血事件は、その事の依ってきたる所以を別として、議会主義を危機に陥れる痛恨事であ

った。われわれは、日本の将来に対して、今日ほど、深い憂慮をもつことはない。

民主主義は言論をもって争われるべきものである。その理由のいかんを問わず、またいかなる政治的難局に立とうと、暴力を用いて事を運ばんとすることは、断じて許されるべきではない。一たび暴力を是認するが如き社会的風潮が一般化すれば、民主主義は死滅し、日本の国家的存立を危うくする重大事態になるものと信ずる。……」（35・6・17）。

天皇については、昭和二十一年一月十五日「民主戦線と天皇制問題」という社説で、共産党の天皇制問題についての声明をとりあげて次のように述べている。

『発表された声明によれば「天皇制の廃止とは、これを国家の制度として排除すること」であり、その上で皇室の存続がいかなるかは『将来日本の民主主義が達成される時、日本国民の意思によって決定されるべきもの』とするのである。この声明が、天皇の政治上の大権を一切否認することは明瞭であるが、政治と切り離された皇室については、国民感情を生かして行く余地をのこしている。

天皇制が、信仰の問題としてでなく、あくまで国家制度の問題として論議されることになれば、政党間の天皇制に関する意見の相違は、漸次、質の差異から程度の差異になるであろう。かかる場合には、天皇制問題が、必ずしも民主共同戦線の障害になるとはいえないのである。共産党の声明が、他の政党に与える反響は、この意味において注目<sup>(2)</sup>に値するであろう。

天皇制の問題につき、共産党の声明を積極評価した同じ新聞が、昭和六十一年の天皇在位六〇年政府主催記念式典に際し次の要旨の社説を掲げている。

社説はまず式典が無事終了したことに安堵を示した後、

「天皇のご長寿は、国民の大多数が願っていることである。ただ同時に、こんどの式典に最初からつきまとった一種の政治色に、不安の気持をいだく人も少なくなかった。社会、共産両党が党として式典の開催そのものに反対し、参加を拒んだのは、そうしたことの反映と思われる。

この六十年を振りかえるとき、国民ひとりひとりにそれぞれの感慨がある。特に前半の二十年間は、昭和という元号に込められた平和の願いもむなしく、わが国は内外の多くの人びとに多大の苦しみを与えた。

天皇はこんどの式典で『昭和六十年の歳月を顧み、先の戦争による国民の犠牲を思うとき、なお胸が痛み、改めて平和の尊さを痛感します』と述べられた。

十年前の在位五十年式典の際のお言葉とはほぼ同じだが、こうした反省と平和への熱望は、国民すべてに共通するものであり、今後も十年たとうが二十年たとうが、決して変わるものではあるまい。(社説61・4・30)

と主張している。

新聞論調の変換を松浦総三は戦後言論史の中で次のように位置づけている。

『二一年の天皇制批判ブームと、三三年のミッチャーブームは、果していずれが正気でいずれが「狂気」なのだろうか。いずれにしても、この現象は週刊誌が体制志向型であり、総合雑誌が反体制的体質をもっていることを物語っている。……新聞の論説もすさまじいものがあった。(朝日新聞を例にとると)大平洋戦争についていえば『やことに恥多き戦争であった……驕慢と無智と虚栄がそれを敢えてした。その代表的なものが東条軍閥であったのだ』(朝日20・9・17)。また第一次読売争議については『社長側がいまだに戦争責任の受諾を肯んぜず、従業員最高委員会を告訴するの暴挙に出たことは、国民の名において指弾されてしかるべきである。そもそも新聞民主化の運動は、新聞の社会的使命に対する強烈な自覚にもとづくもので、新聞従業員の手によって真に新聞を民主主義的国民世論の機関たらしめんとする運動である。それは民主主義革命を遂行せんとする国民運動の一翼たらんとするものである』(朝日20・11・17)。朝日新聞従業員が読売新聞従業員の争議を応援してこう書いたのである。まさに革命前夜であった。

労働運動については『今次大戦そのものは、ソ連の参加いらい、真に世界的な規模での民主主義戦争へと転化した。世界労連は、世界民主革命闘争の要求から生まれた労働階級の世界組織であり……』国民が真の平和を守るためには、『日本が一日も早く世界労連へ参加資格を獲得することにある』(朝日・21・12・5)。この論説は『人民日報』や『プラウダ』ののつてもおかしくない文章であろう。

戦後第一回のメーデーのときの朝日の社説は、良い意味で傑作であった。第一次大戦中の米騒動のとき『白虹日を貫く』と書いた鳥居素川の文章に匹敵するほどのものである。『民主主義革命の真の中心勢力は勤労大衆である……メーデーに示された民主主義的人民大衆の意志が、五月の薫風のごとく、日本の農漁村に吹き渡ることを期待する。……農民と労働者との固い団結の

みが、日本の民主主義革命に不可欠な条件である」。

これが安保のとき、七社共同声明のリーダーになり、日韓条約批准を支持した商業新聞の二三年<sup>(3)</sup>まえの論説であった」。

以上、概観した朝日新聞の社説論調の変化は、日本の商業新聞全体の論調の変化の趨勢と把えることが可能であろう。確かに、日本における商業新聞の編集は、紙面全体に必ずしも明確な一貫性のある方向性が見られないことが多いし、また一般読者への影響力という点において社説の比重は相対的に軽いとされている。しかしマスメディアが、日常生活の中で生起する諸々の出来事を断片的な記述としてではなく、少くとも組織化された記述として、我々の前に提示するには、選好、認知、解釈、評価の諸側面においてメディアの側で永続する準拠枠を持っていなければ不可能である。こうした準拠枠を、高橋直之はT・ギットリンに従いメディア・フレームと呼び、G・タッチマンと同様に、A・グラムシのヘゲモニーのメカニズムを参照しながら次のように述べている。「メディア・フレームは社会体制の正統性を脅かす政治勢力にある程度まで政治的寛容を示しながらも、究極的には自由主義社会において許容可能な政治的境界を再確認することで、政治的論議に一定の枠をはめ込み、政治選択の副を狭めるのだ。こうしてメディア・フレームはすぐれてヘゲモニックな役割を演じることになる」<sup>(5)</sup>。

これに対し筆者（鶴木）は、メディア自体に存在する報道の特定の姿勢が継時的に繰り返されることにより、支配層をふくめた国民に政治的論議に一定の枠をはめることを指摘した。即ち、日本のジャーナリズムに歴史的、伝統的にもたれている「判官びいき」が、今日の国際報道の領域においてもメディア・フレームとして機能していることを指摘した。したがって、マスメディアの争点設定機能を考察する際に、マスメディアの争点選択傾向を合わせて考察すべきことを主張した<sup>(6)</sup>。またF・W・サイドは、筆者と類似の視点から、イスラム報道に関し、アメリカのマスメディアは「情報機関と政策立案機関から入手したものを、いとも簡単に凝縮してイメージをつくり上げる。風刺漫画、

恐るべき暴徒、『イスラム流』刑罰への関心の集中などである。このすべては強大な組織、つまり石油会社、マンモス会社、多国籍企業、国防・情報部門、政府行政部によって統轄されている」、しかも、西洋（アメリカ）社会では「三つの錯覚が経済的に支えあい、再生しあって、西洋の自己イメージの高揚と西洋のオリエント支配力の強化に役立っている。三つの錯覚とは、イスラム観、近代化のイデオロギー、そしてイスラエルの全般的価値が西洋にとって好ましいとの考え方である」とアメリカのジャーナリズムの拠って立つメディア・フレームを指摘している。

そこで、本稿においては、太平洋戦争の敗戦を前後する未曾有の価値体系混乱の時期に、マスメディアはどのようなメディア・フレームに依拠したのか。そして、GHQの占領政策の短期日の中の転換が、日本のマスメディアのメディア・フレームの瞬時の再転換を混乱なくもたらした理由は何かを考察したい。

(一)

昭和二〇年八月十五日をはさむ日々は、日本現代史の中で最も激しい変動をとげた時期といえる。その中で新聞は具体的にどのようなフレームに依拠したのであろうか。新聞が一般国民より早く、ポツダム宣言の受諾を知らされ、八月十五日付紙面には、「戦争終結の大詔渙発さる」（朝日）などの大見出しの下、天皇の詔書をすでに印刷していた。この状況について内川芳美は「つい前日まで、最後の勝利を目指して頑張れと国民を戦争に駆りたて続けてきた日本の新聞あるいは新聞記者にとって、恐らくこの日の新聞作りほど苦痛にみちた新聞作りはなかったに違いない。しかし、そうした苦痛のうちに作られた紙面に、天皇に対する申し訳なさを表明はあっても、国民、読者に対する報道機関や新聞人としての客観的責任への言及が、（東京三紙……朝日、毎日、読売）……見当らないことは、当時のジャーナリストの職業意識が、いかに天皇制国家思想のもとでねじ曲げられた、いびつなものであったかを如実に物語っている」と記している。確かに、先にあげた三紙のこの日の紙面を見る限り、敗戦はメディア・フレームに瞬時的に何の

変化ももたらさなかつた。天皇の詔書には「朕ハ時運ノ趨ク所堪ヘ、難キヲ堪ヘ、忍ビ難キヲ忍ビ、以テ万世ノ為ニ太平ヲ開カムト欲ス」と記されていた（傍点筆者）。しかし、この同じ表現が昭和十六年十二月九日付の紙面に載った太平洋戦争開戦にともなう対米通牒手交に関する記事の中にもみられる。即ち、「帝國政府は堪へ、がたきに堪へ、忍び難きを、忍んで最後まで尽すべきを尽しひたすら会談を有意義たらしめんとしたが、対日包圍陣の眼にあまる傍若無人の挑戦的行動は遂に自重の絆を断ちきらざるを得なくなつた」（朝日16・12・9。傍点筆者）。

前者は今後の心がまえ、後者は経過の説明に「堪え難きに堪え、忍び難きを忍ぶ」ことを強調している。このフレームは昭和五〇年代の最後にNHKのテレビドラマ「おしん」の中で露骨に庶民が見習うべき価値として強調された。一方、内閣告諭は総理大臣鈴木貫太郎の名において国民に対し、「国体の護持」と「同胞相猜し、内争以て他の乗ずる所となり或は情に激して軽率妄動し」ないように訴えている。このフレームはGHQによる占領行政が確立するまでの間、瀕繁に新聞の社説の中でくり返されている。八月十五日の社説「一億相哭の秋」は、「挙国一家、国体の護持を計り、神州の不滅を信ずると共に、内に潜熱を蔵しつつ冷静以て事に当るならば、苦難の彼方に洋々たる前途が開け行くのである」と述べ、見事に「国家の下に〈国体の護持〉、全国民一丸となつて〈一億一心、官民協力〉、難局を乗り切るため臥薪嘗胆すべし〈堪え難きを堪え、忍び難きを忍ぶ〉」というメディア・フレーム〈支配層のヘゲモニー〉を表明している。

昭和二〇年八月十五日を前後する七月一日から幣原内閣が成立する十月八日までの期間の朝日新聞の社説に①国体護持、②全国民一丸、③臥薪嘗胆の三つのフレームの出現頻度は表1のとおりである。この期間の社説総数は一〇二本（内訳七月三二本、八月三一本、九月二九本、十月一〇本）である。九月における社説本数の相対的少なさは、九月十九日と二〇日の新聞がGHQにより発禁処分をうけたためである。九月二一日付の紙面には次のように社告が掲載され

つる。

「朝日新聞東京本社はマックアーサー最高司令官の命令により本月十五、十六、十七日付掲載記事中マックアーサー司令部指示の新聞記事取締方針第一項『真実に反し又は公安を害すべき事項を掲載せざること』に違反したものと理由によって十八日午後四時より廿日午後四時まで新聞発行の停止を受けた。よって十九日付および二十日付本紙は休刊の止むなきに至った……」

GHQが問題とした記事は鳩山一郎の「新党結成の構想」と「GHQが、日本軍の残虐行為と題して発表したものを、朝日新聞が掲載するときに、その記事の前書きに『日本人としては信頼できぬことだが……』と書きそえた点」<sup>(9)</sup>にあったという。

八月十五日日の終戦から九月十二日のGHQによる報道取締まりに関する方針が初めて日本政府に示されるまで、日本の支配層は、先に示したメディア・フレームを国民に提示することに大きなエネルギーを費した。表1からも明らかのように、特に八月二十八日の横浜におけるGHQの設置までは、とくにこれを精力的におこなっている。日本の支配層は明らかに八月十五日以前と同一のメディア・フレームを表現、記述形態、表題を変えて一般国民の前に提示したのである。このことは、八月十五日に内閣情報局が示した新聞作成方針に端的に示されている。

即ち、八月十四日内閣情報局は、「大東亜戦争終結に伴う輿論指導方針」を新聞各社に通達した。その内容は以下のとおりである。

「政府は今回の交渉に立ち至った経過および内容に立ち入らず全国民の結束と憤起を要望しをれり  
国内の輿論は全国民の結束を保持し国体を護持して未曾有の困難に処すべきを強調すること

イ現下最大の問題は、大御心を奉養してあくまで国体を護持して君臣親和一体、全国民一致結束して臥薪嘗胆、もって未曾有の困難に当るべきを強調

ロこの未曾有の困難を招来したについては国民のごとくが責任をわかち上 陛下に対し奉り深く謝し奉り匪躬の誠を表し奉るとともに皇国伝統の精神を遺憾なく發揮して一切の事態に対処すべきを強調

ハ今後この難局を打開するのは戦争以上の艱難困苦にして、あくまでこれを克服して、もって一路国陸に邁進すべきを強調



表1(a)

七 月		月
学童を護れ……………	一	社説(見出し)
宋子文のモスクワ訪問……………	二	
義勇隊は進む……………	三	
国民貯蓄目標の科学性……………	四	
勝つための食糧難超克……………	五	
労力の配置は適期に……………	六	
東亜保全の大道へ……………	七	
道義は官公の自爾から……………	八	
戦争保険を再検討せよ……………	九	
全土空襲に備ふる途……………	十	
食糧難を克服するもの……………	十一	
技術機動隊設置の意義……………	十二	社説(見出し)
生産陣営の特攻精神……………	十三	
三頭会議と東亜……………	十四	
戦場生活の本格化……………	十五	
戦争保険制度改革の方向……………	十六	
内閣の中樞神経……………	十七	
民先ず進む……………	十八	
大陸接岸作戦の前提条件……………	十九	
職任への自覚を深めよ……………	二十	
インフレ防止に勇断を望む……………	二十一	
勤労対策に望む……………	二十二	
更に一段の英断を望む……………	二十三	
戦意振作の秋……………	二十四	
日政の新動向……………	二十五	
決戦報道の課題……………	二十六	
東亜問題の重大化……………	二十七	
不徹底なる資材融通案……………	二十八	
条件附自由価格制……………	二十九	
大号令出でよ……………	三十	
受動の心理を粉碎せよ……………	三十一	
1	1	フレームコード
2	2	2
	3	3
八 月		月
英政変の意味と影響……………	一	社説(見出し)
学徒取扱の合理化……………	二	
農事に妙計なし……………	三	
増産に及す賞罰の限度……………	四	
政治的取引の前哨戦……………	五	
渝延内戦の限度……………	六	
飽くまで追隨するか……………	七	
空襲と農村の戦意昂揚……………	八	
経済相剋の素因……………	九	
戦力強化と生産増強……………	十	
重臣論……………	十一	
拳国沈着なれ……………	十二	社説(見出し)
綜合配給制を急げ……………	十三	
敵の非道を撃つ……………	十四	
一億相哭の秋……………	十五	
噫 玉音を拝す……………	十六	
大命東久邇宮殿下に降る……………	十七	
勇断し突破せよ……………	十八	
経済復興の第一歩……………	十九	
国民思想の転換……………	二十	
政界の動向……………	二十一	
インフレ対策……………	二十二	
自ら罪するの弁……………	二十三	
史道刷新の要……………	二十四	
一絲乱れる勿れ……………	二十五	
戦後建設と新予算編成……………	二十六	
道駈を前に……………	二十七	
世界的日本の建設へ……………	二十八	
統計局強化の急務……………	二十九	
首相官邸下の談話……………	三十	
議会の新生……………	三十一	
	1	フレームコード
2	2	2
	3	3

表1(b)

九 月		社説(見出し)	日付	フレームコード
重臣責任論……………	二十一	新農村建設と土地問題……………	一	
戦争の責任果して如何……………	二十二	我国外交の再出発……………	二	
覆轍に鑑みる所あれ……………	二十三	調印後の関心事……………	三	
糊塗的の経済策を排す……………	二十四	地方総監府制度の存廢……………	四	
更に勇断を望む……………	二十五	平和国家……………	五	
民主化の要請と国民……………	二十六	首相宮殿下の大抱負……………	六	
安易を思ふ勿れ……………	二十七	失業対策の一構想……………	七	
対支態度の究明……………	二十八	新産業建設と賠償問題……………	八	
軍需会社の補償に慎重なれ……………	二十九	聯合國への財界の要望……………	九	
言論制限の撤去……………	三十	議會各派に問ふ……………	十	
機構簡素化か複雑化か……………	三十一	協同組合を以てせよ……………	十一	
		被害調査も科学的なれ……………	十二	
		平価の切下げ……………	十三	
		選挙法改正……………	十四	
		物価政策の再建……………	十五	
		教育の基調は民意暢達……………	十六	
		東条軍閥の罪過……………	十七	
		産業の転換……………	十八	
	1		1 1	
	2		2 2	
	3		3	

十 月		社説(見出し)	日付	フレームコード
国民政治……………	一	食糧問題の現実を直視せよ……………	一	
真相の究明を望む……………	二	議員の辞職……………	二	
良き国語の普及を計れ……………	三	問題は更に深刻……………	三	
政変に省る……………	四	大命幣原男に降る……………	四	
新鮮な革新味を望む……………	五	新内閣の発足……………	五	
	六		六	
	七		七	
	八		八	
	九		九	
	1		1	
	2		2	

ニ時局に痛憤のあまり同胞互いに傷つけ合い、または経済、社会、道徳的混乱を惹起するにおいては皇国滅亡すべきことを強調〔取締事項〕

イ共産人義、社会主義的言論は嚴重に取締る

ロことここに至りたるに對する一般の痛憤悲哀または批判はこれを認めるも廟議決定方針に反する戦争継続論または国内結束を乱すが如き論議は嚴重に取締る

ハ軍および政府の指導層(戦争指導責任者)に對する批判は一切不可

ニ直接行動を示唆し、または自暴的言論は嚴に取締りの対象となる

〔注意〕臥薪嘗胆の意味は將來わが国の版図を拡大するための意味でなく世界平和建設のためにするとの意味を持たすこと<sup>(10)</sup>

尚、八月十六日も再び輿論指導方針をより具体的に示しているが、基本はこの十五日の指導方針をくり返しているにすぎない。

新聞は、内閣情報局のこの指導方針を逸脱せずに紙面の作成にあたった（表1参照）。それは、個々の従業員の意思がどうであれ、天皇制国家をこれまで支えてきた一組織として、むしろ当然の行為であった。新聞という組織も、これまでのメディア・フレイムの根本的転換を回避することにこそ組織存続を期待し得たのである。その意味で、本節の冒頭に引用した内川芳美の記述は、新聞に同情的すぎるのではないだろうか。事実、八月二三日の社説「自らを罪するの弁」は、天皇制国家思想の言い換えを自らすすんで行なっている。換言すれば「当時のジャーナリストの職業意識が、天皇制国家思想のもとでねじ曲げられていた」ためではなく、天皇制国家思想がメディア・フレイムであったのである。このため新聞は敗戦を束縛からの解放として直ちに受け止めることはできなかった。

「過ぐる十五日の正午、一億国民の耳朶を激しく打ち、国民の胸臆を強く揺すぶった玉音は何人も終生忘れ得ないところであり、必ずや子々孫々言い伝へ、語り継いで永遠の戒めとするに相違ない。……思ふに事志と違つて邦家が今日の非運に立到つたについては、天の時、地の利ともに因をなしてゐるとはいへ、人の和についてなほ遺憾な点があつたことは否めない。然らばこの点に対する責任は、決して特定の人々に帰すべきではなく、一億国民の共に偕に負うべきものであらねばならぬ。さりとして……特に国民の帰趨、輿論、民意などの取扱に對して最も密接な關係をもつ言論機関の責任は極めて重いものがあるといはねばなるまい。……やがて聯合国から来るべき苛烈な制約の下に、我が同胞の意志を如何に伸暢せしめ、その利益を如何に代表すべきか、これこそ今後の我國言論界に課せられた新たな重大任務である」（20・8・23）。

文中、傍点①の部分は八月十五日の天皇詔書にみられる「朕ハ茲ニ国体ヲ護持シ得テ忠良ナル爾臣民ノ赤誠ニ信倚シ……」および「宜シク挙国一家子孫相伝ヘ確ク神州ノ不滅ヲ信シ……」の記述からしても、従来からのメディア・フレイム「国体の護持」と「一億一心」を新たな表現形態に直したものである。さらに傍点②の部分はメディア・フレイム「一億一心」を、また傍点③の部分はメディア・フレイム「臥薪嘗胆」を新たな表現形態に直したものである。

(三)

それでは何故、先に示したメディア・フレイムは軍事的全面敗北にもかかわらず生き延びる道を求めようとする時間的余裕があったのであろうか。内川芳美は、その間の事情を次のように述べている。

「同じ敗戦国ドイツの場合は、まず一九四四年(昭19)十一月二十四日に、連合国派遣軍総司令部(SHAEF)が、ドイツのすべての新聞及びその他の情報機関の活動を禁止するという戦後処理方針を明らかにした。……いま、アメリカ占領地区の新聞についてみると、在来紙は完全に一掃され、新たな新聞発行は米軍政府(OMGUS)の許可を要することになったが、その許可は、ナチ党員及びその他の国家社会主義団体のメンバーであったもの、党員でなくても第三帝国の新聞に積極的に協力した発行者や記者には与えなかった。この新聞発行許可を決める政治的資格審査は極めて厳重で、反ファシストを含め非ナチ法に該当しない人でも反動的保守主義者と見なされた者は不許可とされた。……」

しかし、一九四五年(昭20)七月のポツダム首脳会談でアメリカの直接軍政計画は、日本政府を残してそれを通じて間接的に管理する方式に変更された。恐らくそのためと思われるが、在来メディア一掃計画も変更され、総司令部は……検閲と民主化指導、および戦時中の幹部追放の実施との見合いで、原則的に在来メディアを存続させ占領遂行に利用する政策をとった。これによって在来からの新聞はすべて戦後も発行を継続することが可能になったわけであった。<sup>(1)</sup>

戦後も発行を継続することが可能な状況におかれていたとは言え、既に述べたようなメディア・フレイムの継続のころみは初期の占領政策と当然のことながら抵触した。GHQにより発禁処分をうけたのは、先述の朝日新聞のみではなく、英字紙「ニッポンタイムス」も同様の処分をうけた(九月十九日)。このほか、日本の内閣情報局による朝日、毎日、読売にたいする天皇・マッカーサー会談写真の掲載を理由とした発禁処分、山崎巖内務大臣による治安維持法健在発言に接するたびに、GHQは言論・報道に対する管理・監視政策を強化していった。即ち、GHQは九月十日「言論および新聞の自由に関する覚書」を日本政府に手交し、その後プレスコード「日本に与うる新聞遵則」

(九月十九日)、ラジオコード(九月二日)、「新聞・言論の自由に関する追加措置」(九月二七日)、「新聞・映画・通信に對する一切の制限法令を撤廃の件」(十月四日)……などの指令を出した。また十月四日には政治的・民事的・宗教的自由制限の撤廃の「公民権指令」覚書き(天皇に關する自由討議、政治犯釈放、思想警察全廃、内相・特高警察全員の罷免、統制法廃止など)を發した。これに對し翌五日、東久邇内閣は同覚書きは実行不可能として総辭職し、九日に幣原喜重郎内閣が成立した。同日付の朝日新聞は「新内閣の發足」と題する社説を掲げ、前内閣の辭職理由を解説した後、新内閣への要望を次のように述べている。

「吾人はいかなる事態の下にあつても、我が国情の安泰と我が國民の誠忠とを確信するものではあるがそれにしても新内閣としてはこれらの点についても十分対処するだけの研究を予め重ねておくべき必要がある。」

ついで昭和二〇年十月二四日、朝日新聞社説は、自らの戦争責任を明確化させるため、「自発的に社長、会長は社の地位に退き、全重役、編集総長、東京、大阪、西部三編輯局長、論説二主幹は辭職し……社内の民主主義化を実現するため、その機構運営等について従業員の総意を反映せしめる体制を整へることに決定した」と言明した。また十一月七日の社説でその使命について「あくまで國民の機関たるにあることを、中外に宣言するに至った」のである。そして「國民」とは、「一言にしていへば、工場に、職場に、農山村に働く國民のいひである。新生日本を再建する者は、実にこれらの人達、その額に汗する貴重なる労働以外にはないのである。」と定義し、新聞従業員もこの「國民」の一翼をなしているため「働く國民と新聞の間に通の思想、共通の理想の發見があり得る」と主張し、「新聞がかかる國民的民主主義戦線の機関たることに」今後の新聞従業員の使命と役割がある」とした。GHQによる日本のマスコミ、ジャーナリズムの民主化、非軍国主義化の方針に従順にしたがったのである。支配者のヘゲモニーとしてのメディア・フレームは、まさにこのGHQの方針であった。新井直之は次のように記している。

「たとえば敗戦直後に新聞労働者を中心として起きた民主化運動や第一次読売争議(昭和二〇年一〇月二三日)は、GHQの

「暗黙の支持がなければあれほど見事に成功しはしなかつたであろうし、第一次読売争議以後、従組委員長鈴木東民が編集局長に就任して、後には『読売』自らが『赤新聞』あるいは『共産党準機関紙』と書くような紙面に対しても、CIE新聞課長、バーコフらは『読売はすぐれた新聞であり、各社はこれに見習うべきだ』と支持、激励したのである。<sup>12)</sup>

しかし、このようなGHQの政策は、短期日のうちに終了した。その理由は日本をとりまく国際環境の変化、すなわち米・ソの冷戦の開始である。換言すれば、支配者のヘゲモニーとしてのメディア・フレームは、日本の敗戦以後七ないし八カ月をもって大きく転換した。一九四六年五月にはGHQ内部の大幅な人事移動が行われ、CIEでも局長であったダイク准将以下、各課長が交代し、いわゆるニューディールらが総退場した。これ以後GHQは日本のマスコミに対しても大量のレッドパージを行い、占領当初のメディア・フレームの払拭に似た手直しを行なった。

GHQの占領政策の転換は、GHQの権力を利用する陣営を労組・左翼の側から、経営者・保守の側に変えた。しかも、このメディア・フレームの強圧的再変換に対し、マスコミ、ジャーナリズムの側から何らの見るべき抵抗がなかった。それはGHQの検閲方法の変化に如実に示されている。即ち「昭和二〇年一〇月五日から昭和二三年七月まで、日本の全出版物は占領軍によって事前検閲を受けた。そして昭和二三年七月以降は、左翼的色彩の強い総合雑誌のほかに、事後検閲になった。さらに昭和二四年末には、総合雑誌も事後検閲になった<sup>13)</sup>」のである。

(四)

第一次読売争議と第二次読売争議への対応の変化にみられるように、GHQの占領政策は大きく転換した。この転換以後、GHQの権力を利用する側にまわった経営者・保守陣営は、だからといって決して戦前のメディア・フレームの露骨な復活はできなかった。その際、八月十五日以後、GHQが設置されるまでの間に、集中的に戦前、戦中と同一のメディア・フレームの言い換えに専心したこと(表1参照)は極めて大きな意味を持ったと思われる。第一に経

営者・保守陣営は、GHQの方針が変化したとほぼ同時に、GHQが受け入れ可能な表現で旧メディア・フレームを復活させたこと。第二に多くの一般国民にとっても価値観のコペルニクスの展回を要求されずに、その新しい表現の仕方を要求されるだけでしたことであった。

GHQという日本社会に本来的に根をはったものではない権力に依拠し、その指導の下で脅えつつもGHQを利用して形成した、民主化、非軍国主義化、旧支配層の責任追求のメディア・フレームが確立されるには、比較的長期の時間的経過が必要であった。何故なら、このGHQに指導されたフレームに依拠し、観念としての民主化、非軍国主義化を具体的な言説にするには、欧米の表象技術の少くとも一部を借用せざるを得ない。しかも、このような表象は、制度、伝統、慣習など欧米社会で歴史的に育まれた環境への理解に依拠してのみ説得力をもつ。日本では風俗の領域において、とくに男女の交際の仕方について占領軍から大きな影響を受けた。しかし、GHQ内のニューディーラー達が占領初期に日本に植えつけようとした政治的価値感、彼らの期待どおりには一般国民に受け入れられなかった。鶴見俊輔は次のように述べている。

「米国政府が占領を通して日本に植えつけようとした新しい正義の感覚は、これに従うのが当時の敗戦国民としては必要だと考えられたとしても、それを心から受け入れるというのであったかどうかは疑わしい。ともかく占領軍の頭かぶの人たちが繰り返し新聞やラジオを通して公言したように、占領軍の指し示す新しい価値基準が世界人類にとって受け入れられるべき、ただ一種類の普遍的価値基準であれという説は、それを日本人が公然と批判することはないと、疑いなく受け入れたというわけにはいきませんでした。普通の日本人が征服者を見る目は、征服者が自分たち自身を見る目とは違っていました。」<sup>(14)</sup>

したがって、戦後直ちに復刊されたり、創刊されたりした総合雑誌が、「一様に戦後の民主革命を謳歌し、戦前の天皇制を批判する論文を満載して」<sup>(15)</sup>いても、一般国民への影響力は限定されていたばかりか、講和条約締結後まで残っ

たのは「世界」「中央公論」「改造」の三誌だけとなったのは、あなたがちGHQの政策の転換のみには帰せられず、一般読者層に侵透できなかったことにも原因があると思われる。一般国民にたいしては、「日本は敗れた。だがこの嵐の中に立つとき、敗れざる日本、敗れざる民族が既に苦難の未来に向って敢然と立ち上ってゐる姿が見られるのである、……あすもあさっても『海ゆかば……』は歌ひつゞけられるであらう、民族の声である、大御心を奉載し苦難の生活に突進せんとする民草の声である、日本民族は敗れはしなかった（一記者謹記）」（朝日20・8・16）のような呼びかけに心をひかれ、占領軍をむかえ（或はむかえるに当たり）「脱ぐな心の防空服」との戒めに一般の女性は心をひきしめた。

GHQが占領当初に日本に植えつけようとした民主化、非軍国主義化、旧支配層の糾弾というメディア・フレームを定着させるためには、高度に組織化され記号化されたシステムとしての全く新しい言語を形成しなければならぬのである。それには価値の急激な変換が伴う必要がある。例えばヨーロッパ・キリスト教世界では殉教者集団であり義挙である十字軍を、侵略をうけたアラブ側の史書は侵略者、不信心者、蛮族、人食い人種として記述しているとい<sup>(16)</sup>う。従って、戦争指導者を戦争犯罪人と言い換え、終戦ではなく敗戦と直言し、進駐の代りに占領と明瞭に表現できる機会のごく短かった新聞は、一般国民に急激な価値の転換をもたらす程、時間的余裕を持ち得なかったのである。

(五)

メディア・フレームという言葉を本稿では、政治的支配者層による社会一般の政治論議や政治に選択に一定の枠をはめ込むためにメディアの送り手組織に課せられる選好、認知、解釈、評価の永続する準拠枠としてとりあげた。そして、日本の支配者層は昭和二〇年八月十五日の終戦後、GHQによる言論・報道に関する占領政策が確立される迄の間、表1で示したように勢力的に終戦前のメディア・フレームを新しい言葉で言い換えて国民の前に提示した。と



ころが、この方針はGHQのニューディーラーたちが立案し、実施した占領当初の日本の民主化、非軍国主義化、戦争指導者の責任追求政策と抵触した。新聞はGHQの指導の下、またGHQの権力を利用して、従来の日本支配層の価値と全く対抗するメディア・フレームを持った。しかし、GHQによるこの新しいメディア・フレームの支持と推進は、ごく短期日のうちに終わりをつけた。米・ソ両陣営の冷戦の開始により、アメリカは日本の占領政策の手直しをおこなった。GHQはその内部のニューディーラーたちをレッド・パージにかけ、次に日本社会で言論界をふくめ大量のレッド・パージをおこなった。そして一部をのぞいた日本の旧支配層の復活を認めた。GHQから弾圧される立場から、GHQの権力を利用し得る立場にかわった支配層・保守勢力は、直ちにメディア・フレームを変換させた。この変換は瞬時にしてなされた。それはこの変換が、八月十五日以前から継続するメディア・フレームへの回帰であったとしても、その一般国民への提示の仕方は、既になされていた「戦後の状況にふさわしい言い換え」を用いたからである。しかも、このメディア・フレームへの回帰は、読者たる一般国民からも、さしたる抵抗もなく受け入れられた。それは占領当初のGHQの言論政策によるメディア・フレームでは、一般国民の価値意識がコペルニクスの転換を要求されたからである。八月十五日から五〇日余り、その中でも横浜にGHQが設置される二週間ばかりの間に、日本の新聞が払ったメディア・フレーム継続のための努力（言い換えは、一般国民をして東西冷戦体制の開始に伴う再度のメディア・フレームの転換に際し瞬時にさしたる抵抗もなく、それを受け入れさせる条件を整えていたのである）。

要約すれば、たとえば昭和二〇年八月十五日の「一億相哭の秋」と、八月二三日の「自らを罪するの弁」に代表される従来のメディア・フレームを戦後状況に則した形に言い換える努力がまずなされ、次に十一月七日の「民主政治革命の真意義」や十一月十七日の「読売争議の社会問題化」に代表されるGHQニューディーラーの指導による新しいメディア・フレームの導入があり、さらに昭和二一年五月からのレッドパージ開始に伴う昭和二一年十月五日の第

二次読売争議に関する「争議解決の為の三眼目」へと、社説のフレームの変化が見られるのである。筆者の以上の主張を実証する為に、二度の読売争議についての朝日新聞社説の要旨を掲げておく。<sup>(17)</sup>

「新聞の戦争責任を明確にし、新聞企業を民主化しようとする新聞従業員の自主的な運動は、一つの施風となって日本新聞界を襲っている。その中心に立つのが、読売新聞従業員の展開しつつある過去一箇月に至んとする闘争である。……日本民主化を口にする政府、官僚、一部政党党派が、単に選挙法の改正、総選挙の執行、憲法の天下りの改革、官吏制度の技術的改正などをもって、民主政治革命の要請を糊塗せんとしている折柄、この新聞民主化運動は、国民自体の間から自主的に盛り上りつつある民主革命の先駆的運動の一環をなすものとして、その社会的意義が強調されるのである。」(20・11・17、第一次読売争議に関する社説)。

「もともと罷業を執行すること自体が、目的ではないのであるから、罷業態勢を一旦解いて休戦状態においた上で、交渉を開始することは『読売争議』の解決自体が目的である以上は、当然試みられるべき処置であると思ふ。それは、労働組合の罷業権を否認する思想にもとづくものではなく、ただ、罷業権の行使は、出来る限り、かつ、ギリ／＼決着のところまで、慎重であれといふことである。……われわれは、組合側に対し、次のことを勧告したいと思ふ。(一)解決目標を、労働委員会裁定の線に求めること (二)交渉は団体交渉たるべきこと (三)交渉開始のために、罷業態勢を解くこと、以上三つである。……最後に、日本新聞通信放送労働組合の幹部ならびに最高闘争委員諸君に対して、次のことを申述べておきたい。諸君は、われわれの、上にするした主張を、冷静に、虚心坦懐に検討し、それが正しいと認定したならば、万一、罷業決行後といへども、その方略を改めてほしいということである。」(21・10・5、読売第二次争議に関する社説)。

(1) 七社の社名は以下のとおりである。産経、東京、東京タイムス、日本経済、毎日、読売、朝日。

(2) 辻村明は、この社説をどのように評価しているのであろうか。辻村は、天皇問題について朝日新聞社説は一切批判めいたことを、戦後一貫して述べていないと主張している。「朝日新聞は……終始反政府的な態度をとってきたが、皇室内閣、ひいては天皇の権威についてはいささかも批判めいたことは」<sup>(18)</sup> といっていい(辻村明「新聞よ驕るなかれ」高木書房、昭和五一年十月。一〇三頁)。

(3) 松浦総三「増補・決定版 占領下の言論弾圧」現代ジャーナリズム出版会、一九七四年一月。三九一―四〇頁。

- (4) G. Tuchman, *Making News*, Free Press, 1978, pp. 1-14, pp. 182-197; T. Gilpin, *The Whod World Is Watching*, Univ. of California Press, 1980, pp. 1-18.
- (5) 中野収・早川善治郎編「マスコミが事件をつくる」有斐閣、昭和五十六年十一月、三九頁。
- (6) 鶴木眞、'Frame Imposing Function of the Mass Media as seen in the Japanese Press' in *Keio Communication Review*, No. 3.
- (7) エドワード・W・サイード著、浅井信雄・佐藤成文訳「イスラム報道——ニュースはいかにつくられるか」みすず書房、一九八六年十二月、五八頁。
- (8) 内川芳美・新井直之編「日本のジャーナリズム」有斐閣選書、昭和五八年一月、九二―九三頁。
- (9) 松浦総三、前掲書、五三―五四頁。
- (10) 高桑幸吉「マッカーサーの新聞検閲」読売新聞社、昭和五九年九月、三五―三六頁。
- (11) 内川芳美・新井直之編、前掲書、九五―九六頁。
- (12) 同書、一六頁。
- (13) 松浦総三、前掲書、五九頁。
- (14) 鶴見俊輔「戦後日本の大衆文化」岩波書店、一九八四年二月、二一―二二頁。
- (15) 松浦総三、前掲書、三七頁。
- (16) アミン・マカルーフ著、牟田口義郎・新川雅子訳「アラブが見た十字軍」リポロポート、一九八六年四月。
- (17) 第二次読売争議の発端は、昭和二年六月四日附同紙の一記事がプレスコードに違反し取締当局から警告をうけ、この責任について会社側は社の存立に関わるとして鈴木東民編輯総長以下六名を讞首したことに始まる。これに対し新聞通信労組読売支部は讞首が経営協議会にかけられなかったこと、編輯権の確立には必ずしも讞首を必要とせず、責任者の処罰、異動でも足りるとし同讞首は生活権を脅かす不当なものとして争議に入った。この間一部社員は再建協議会（現読売組合の前身）を組織したため同社員は爾後二派に分かれて抗争をつづけた（朝日、昭和二年九月二四日、解説記事）。